



最低賃金・賃金引上げに向けた 中小企業・小規模事業者への 支援施策紹介マニュアル

~~令和2年10月~~ 修正版
厚生労働省・中小企業庁

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

最低賃金額は、毎年、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の日安を参考にして、各都道府県最低賃金審議会において審議が行われ、改定額が決定されます。

令和2年度においては、全国加重平均で1円の引上げとなりました。

本マニュアルは、企業における賃金引上げに向けた取組に御活用いただける厚生労働省及び中小企業庁の支援事業に関して、その内容や関連する相談窓口を御紹介するものです。

中小企業等で働く方々の賃金引上げに向け、本マニュアルをご活用いただけますと幸いです。

目次

1. 最低賃金・賃金引上げに関する支援	
(1) 『生産性向上のための設備投資等により従業員の賃金引上げを図りたい』	
・ 業務改善助成金	P 3
(2) 『人事評価制度と賃金制度を整備して賃金引上げに取り組むための支援策を知りたい』	
・ 人材確保等支援助成金（人事評価改善等助成コース）※一部廃止	P26
(3) 『設備等への投資を通じて賃金引上げに取り組むための支援策を知りたい』	
・ 人材確保等支援助成金（設備改善等支援コース）	
(4) 『非正規雇用のキャリアアップ・賃金引上げに取り組むための支援策を知りたい』	
・ キャリアアップ助成金	P 5
(5) 『従業員の賃金を引き上げた場合に使える税制を知りたい』	
・ 中小企業向け所得拡大促進税制	P 9
(6) 『賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者向けの融資制度を知りたい』	
・ 企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)	P 10
2. 生産性向上に関する支援	
(1) 『生産性向上のための設備投資をしたい』	
・ 固定資産税の特例措置	P11
(2) 『経営の向上を図りたい』	
・ 中小企業等経営強化法（経営力向上計画）	P12
・ 中小企業等経営強化法に基づく法人税の特例（経営強化税制）	P12
(3) 『補助制度を知りたい』	
・ 業務の効率化などを支援する補助金等	P14
3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援	
(1) 『下請取引関係改善のためのガイドラインを知りたい』	
・ 下請適正取引等の推進のためのガイドライン	P16
(2) 『親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を築きたい』	
・ パートナーシップ構築宣言	P16

目次

(3) 『国や独立行政法人等からの官公需調達について知りたい』 ・官公需法に基づく「令和2年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」 ・官公需情報ポータルサイト	P17 P17
4. 資金繰りに関する支援 (1) 『一時的に業績が悪化しているので融資を受けたい』 ・セーフティネット貸付制度 (2) 『小規模事業者向けの融資制度を知りたい』 ・小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）	P18 P19
5. その他、雇用に関する支援 (1) 『建設労働者の雇用改善、技能向上のための支援を知りたい』 ・建設事業主等に対する助成金 (2) 『従業員の処遇や職場環境の改善を図るための支援策を知りたい』 ・人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース、介護福祉機器助成コース、 介護・保育労働者雇用管理制度助成コース、働き方改革支援コース） (3) 『設備投資を行い、雇用の増加を図る際の支援策を知りたい』 ・地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	P 20 P 21 P22
6. 相談窓口・各種ガイドライン (1) 『専門家へ相談したい』 ・働き方改革推進支援センター ・特別相談窓口の設置 ・よろず支援拠点 ・下請かけこみ寺 (2) 『中小企業・小規模事業者向けの支援施策総合的な情報を入手したい』 ・中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ us」	P23 P23 P24 P24 P25

令和3年8月から

「業務改善助成金」が使いやすくなります

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行った場合に、その費用の一部を助成します。

詳しくはHPをご覧ください！



業務改善助成金

検索



変更後のコース内容

※申請期限：令和4年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合は9/10(※2) 【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は4/5(※2)
		2～3人	30万円		
		4～6人	50万円		
		7人以上	70万円		
		10人以上(※1)	80万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(※1)	120万円		
(新設) 45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2～3人	70万円		
		4～6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(※1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(※1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場

②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

○助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

その他の変更点

- ◆ PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども生産性向上の効果が認められる場合は対象になります。
※特例のうち、②生産量要件に該当する場合であって、引上げ額30円以上の場合に限りです。
- ◆ 同一年度内に複数回（2回まで）申請することができます。

ご留意頂きたい事項

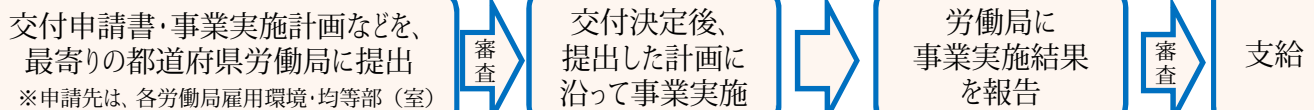
- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 事業完了の期限は令和4年3月31日です。

お問い合わせ先

- ◆ 「**業務改善助成金コールセンター**」を開設しましたので、お気軽にお問い合わせください。

【受付時間】 平日8:30～17:15 【電話番号】 03-6388-6155

助成金支給までの流れ



働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



【担当部署】 各都道府県日本政策金融公庫

～業務改善助成金の活用事例～

業務改善 事例1 業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングの活用による生産性の向上

【所在地】三重県 【従業員数】26人 【事業内容】建築物清掃業
【課題と対応】手作業で床の洗浄をしていたため、作業時間が長かった。また、事務的にも作業ミスや連絡ミスがあったため、設備投資とコンサルティングによる業務効率化を検討してきた。

清掃業務を機械化し、ITを活用して事務作業も効率化したいと考えました。そこで、助成金を活用して業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングを活用しました。

清掃業務の負担を軽減し、日程調整や書類作成も効率化したい



さらなる工夫
受発注は電話のみで行うことが大半だったが、メールとアプリを活用し、スケジュール表で可視化できるようにした。

実施内容 業務用吸水掃除機を導入することで、床洗浄作業の人員と作業時間が3分の1になった。また、業務改善コンサルティングによって、ITの活用により日程調整や書類作成、取引先とのコミュニケーションが効率化した。

成果 清掃業務と事務作業の効率化により生産性が向上し、22人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を30円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ インターネットで、活用可能な助成金を検索

業務改善 事例2 テーブルオーダーシステムの導入による注文業務の効率化と会計の見える化

【所在地】福岡県 【従業員数】9人 【事業内容】飲食業
【課題と対応】オーダーの聞き間違い等を解消し、従業員の負担軽減を図るため、設備投資による作業効率化を検討してきた。

注文に要する時間を削減し、テーブルごとの料金管理を図りたいと考えました。そこで、助成金を活用してセルフで注文できるテーブルオーダーシステムを導入しました。

ホールスタッフの注文を取りに行く作業を減らして、回転率を向上させたい



さらなる工夫
揚げ物の揚げ時間を短縮できる機器や、飲み放題用のセルフ式設備の導入により、従業員のさらなる業務負担軽減を進めた。

実施内容 テーブルまで行き注文を取っていたが、テーブルオーダーシステムの導入で顧客が自ら注文を入力できるようになり、オーダーと会計が正確になったことで従業員の負担軽減が図られた。

成果 注文業務の効率化により生産性が向上し、3人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を90円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ インターネットで、飲食業で活用可能な助成金を検索

キャリアアップ助成金が令和3年度から変わります ～ 令和3年4月1日以降 変更点の概要～

※ このリーフレットの内容は、令和3年4月1日以降に取り組みを実施した場合に適用します。

「キャリアアップ助成金」は、非正規雇用労働者の方の企業内でのキャリアアップを促進するため、**正社員化などの取り組みを実施した事業主に対して助成金を支給する制度**です。
令和3年度以降、以下のとおり、制度見直しに伴う内容変更を行っています。

1. 正社員化コース

有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換、または直接雇用した場合に助成

現行制度の概要

■ 支給額（1人当たり、中小企業の場合）

① 有期 → 正規：**57万円** ② 有期 → 無期または③ 無期 → 正規：**28万5,000円**

＜①～③合わせて、1年度1事業所当たりの支給申請上限人数は20人まで＞

■ 各種加算措置（1人当たり、中小企業の場合）

(1) 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用した場合 **28万5,000円**

(2) 母子家庭の母等または父子家庭の父を転換等した場合 **95,000円**

(3) 若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を転換等した場合 **95,000円**

(4) 勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定し、有期雇用労働者等を
当該雇用区分に転換または直接雇用した場合＜1事業所当たり1回のみ＞ **95,000円**

支給要件の変更

現行要件

正規雇用等へ転換等した際、転換等前の6か月と転換等後の6か月の賃金を比較して、以下のアまたはイのいずれかが5%以上増額していること

ア 基本給および定額で支給されている諸手当（賞与を除く）を含む賃金の総額

イ 基本給、定額で支給されている諸手当および賞与を含む賃金の総額（転換後の基本給および定額で支給されている諸手当の合計額を、転換前と比較して低下させていないこと。）

新要件

正規雇用等へ転換等した際、転換等前の6か月と転換等後の6か月の賃金(※)を比較して3%以上増額していること

※ 基本給および定額で支給されている諸手当を含む賃金の総額であり、**賞与は含めない**こととします。

加算措置の変更

上記加算措置のうち、(3)を**廃止**。

(4)の対象として新たに**短時間正社員制度を追加**します。

2.障害者正社員化コース

障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等へ転換した事業主に対して助成

新設（障害者雇用安定助成金からの移管）

障害者雇用安定助成金の令和2年度末での廃止に伴い、障害者雇用安定助成金（障害者職場定着支援コース）の「正規・無期転換」措置を、キャリアアップ助成金の「障害者正社員化コース」に移管します。

障害者正社員化コースの概要

■ 概要

障害者の雇用促進と職場定着を図るために、次の①または②のいずれかの措置を講じた場合に助成します。

- ① 有期雇用労働者を正規雇用労働者または無期雇用労働者に転換すること
- ② 無期雇用労働者を正規雇用労働者に転換すること

■ 支給額

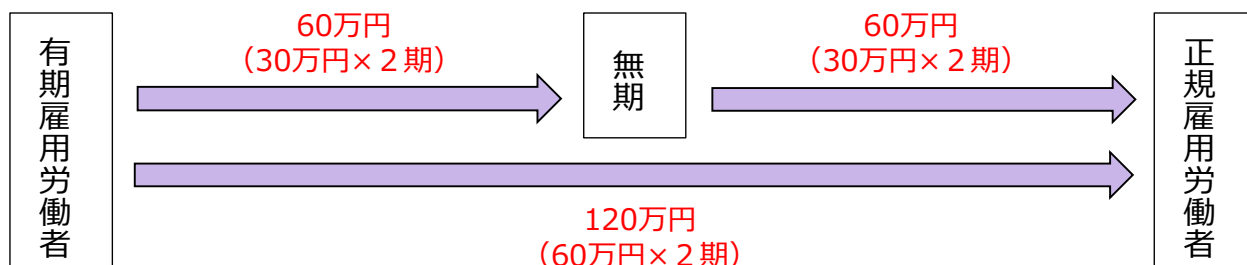
支給対象者	措置内容	支給総額	支給対象期間	各支給対象期における支給額
重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者	有期雇用から正規雇用への転換	120万円 (90万円)	1年 (1年)	60万円 × 2期 (45万円 × 2期)
	有期雇用から無期雇用への転換	60万円 (45万円)		30万円 × 2期 (22.5万円 × 2期)
	無期雇用から正規雇用への転換	60万円 (45万円)		30万円 × 2期 (22.5万円 × 2期)
重度以外の身体障害者、 重度以外の知的障害者、 発達障害者、難病患者、 高次脳機能障害と診断された者	有期雇用から正規雇用への転換	90万円 (67.5万円)		45万円 × 2期 (33.5万円※ × 2期) ※第2期の支給額は34万円
	有期雇用から無期雇用への転換	45万円 (33万円)		22.5万円 × 2期 (16.5万円 × 2期)
	無期雇用から正規雇用への転換	45万円 (33万円)		22.5万円 × 2期 (16.5万円 × 2期)

※（ ）内は中小企業以外の額です。

※ 支給対象期間1年間のうち、最初の6か月を第1期、次の6か月を第2期の支給対象期といいます。

※ 支給対象者1人あたり、上記の額が支給されます。ただし、当該額が、各々の支給対象期における労働に対する賃金の額を超える場合には、当該賃金の総額を上限額とします。

（参考：中小企業事業主が精神障害者の雇用形態を転換した場合）



3.健康診断制度コース

有期雇用労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、延べ4人以上実施した場合に助成

統合

本コースは、令和3年度から諸手当制度等共通化コースに統合します。

4.諸手当制度等共通化コース

有期雇用労働者等に関して正規雇用労働者と共通の諸手当制度を新たに設け、適用した場合、または有期雇用労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、延べ4人以上実施した場合に助成

現行制度の概要

- 支給額（1事業所当たり、中小企業の場合）**38万円** <1事業所当たり1回のみ>
- 各種加算措置
 - (1) 共通化した対象労働者（2人目以降）について、助成額を加算
 - ・対象労働者1人当たり **15,000円** <上限20人まで>
 - (2) 同時に共通化した諸手当（2つ目以降）について、助成額を加算
 - ・諸手当の数1つ当たり **16万円** <上限10手当まで>

支給要件の変更

令和3年度から、対象となる手当等を下記の通り変更します。

- ①賞与
- ②役職手当
- ③特殊作業手当・特殊勤務手当
- ④精皆手当
- ⑤食事手当
- ⑥单身赴任手当
- ⑦地域手当
- ⑧家族手当
- ⑨住宅手当
- ⑩時間外労働手当
- ⑪深夜・休日労働手当

- ①賞与
- ②家族手当
- ③住宅手当
- ④退職金
- ⑤健康診断制度

(注) 上記①～④について、以下の支給または積み立てなどを行った事業主が対象です。

- ① 6か月分相当として**50,000円**以上支給
 - ②③ 1か月分相当として1つの手当につき**3,000円**以上支給
 - ④ **月3,000円**以上積み立て
- なお、⑤については各種加算措置(1)の対象となりません。

健康診断制度に関する支給要件の注意点：コース統合に伴い、定期健康診断等の受診日の前日から起算して**3か月以上前**の日から**受診後6か月以上**の期間継続して、支給対象事業主に雇用されている有期雇用労働者等であることが必要となります。（下線部が新要件部分）

※これに伴い、支給申請期間も、健康診断制度を有期雇用労働者等に延べ4人以上実施した日を含む月以降6か月分の賃金を支給した日の翌日から起算して2か月以内となります。

※ 有期雇用労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」および有期雇用労働者等に関する正規雇用労働者との共通の諸手当制度の規定が令和3年3月31日以前の場合は、当該規定に基づく健康診断の実施日または諸手当等の適用日が同年4月以降となる場合であっても従前の制度が適用されます。

5. 選択的適用拡大導入時 処遇改善コース

労使合意に基づく社会保険の適用拡大の措置の導入に伴い、その雇用する有期雇用労働者等について、働き方の意向を適切に把握し、被用者保険の適用と働き方の見直しに反映させるための取り組みを実施し、当該措置により新たに被保険者とした場合に助成

時限措置の延長

令和2年度限りとしていた措置を、**令和4年9月末まで延長**します。
(従業員が100人を超える事業主は、一部の加算措置を除き令和3年9月末まで)

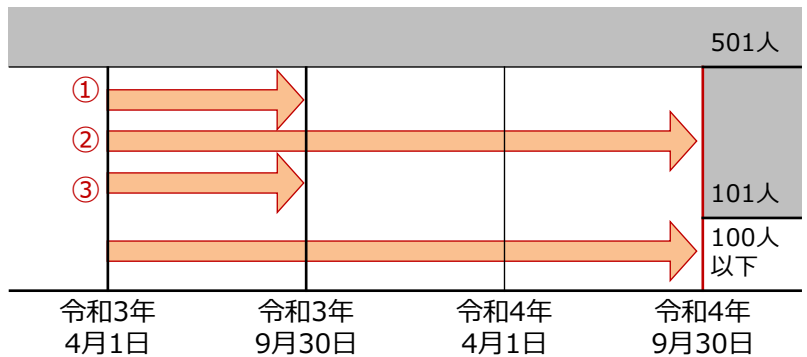
① 労使合意に基づく任意適用に向けて、保険加入と働き方の見直しを進めるための取り組みを行った場合	助成金を支給 1事業所当たり 19万円 (中小企業の場合) ※ 1事業所当たり1回のみ
② 措置該当日以降に対象労働者の基本給を一定の割合以上増額した場合	基本給の増額割合(2~14%)に応じて助成額を加算 1人当たり 19,000円~13万2,000円 ※ 支給申請上限人数は45人まで
③ 措置該当日以降に対象労働者の生産性の向上を図るための取組を行った場合	助成額を加算 1事業所当たり 10万円

時限措置の期限

<ご注意ください>

取り組み時点において事業主の従業員数が**101人以上500人以下**の場合は、上記①~③の助成の措置期限が異なります。

- ①⇒令和3年9月30日まで
- ②⇒令和4年9月30日まで
- ③⇒令和3年9月30日まで



6. 短時間労働者労働時間延長コース

有期雇用労働者等の週所定労働時間を延長し、新たに社会保険を適用した場合に助成

時限措置の延長

令和2年度限りとしていた措置を、**令和4年9月末まで延長**します。

- ・ 短時間労働者の週所定労働時間を5時間以上延長し新たに社会保険に適用した場合
1人当たり **22万5,000円** ← 上乗せ前の額：19万円
- ・ 労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を1~4時間延長するとともに基本給を昇給し、新たに社会保険に適用させた場合
1人当たり **45,000円~18万円**

<1年度1事業所当たり支給申請上限人数は45人まで ← 従前は15人まで>

※大企業の場合は、上記の約75%の額を助成します。

※生産性要件を満たしている場合は、上記の約125%の額を助成します。

※**事前にキャリアアップ計画の提出が必要**です。

※すでにキャリアアップ計画を提出している事業主の方が当初の計画とは異なるコースを利用する等の場合、事前にキャリアアップ計画変更届の提出が必要となります。キャリアアップ計画変更届は厚生労働省HPにも掲載しています。

※厚生労働省HP「キャリアアップ助成金」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html



1. 賃金引上げに関する支援

(5) 『従業員の賃金を引き上げた場合に使える税制を知りたい』

中小企業向け所得拡大促進税制

青色申告書を提出している法人や個人事業主が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（又は所得税額）から控除できる制度です。

【適用要件】

<通常>

要件①：適用年度の雇用者給与等支給額※¹が前事業年度以上であること

要件②：継続雇用者給与等支給額※²が前事業年度を1.5%以上上回っていること

<上乗せ>

要件②の増加率が2.5%以上で、以下のいずれかを満たすこと

- ・教育訓練費が対前年度比10%以上増
- ・中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受け、経営力向上がなされていること

※¹雇用者給与等支給額

継続雇用者に限定しない、全ての国内従業員に支払った給与等の総額（役員等に支払った給与等は除く。）。

※²継続雇用者給与等支給額

継続雇用者（前年度の期首から適用年度の期末までの全ての月分の給与等の支給を受けた従業員のうち、一定の者）に支払った給与等の総額。

【税額控除率】

<通常>

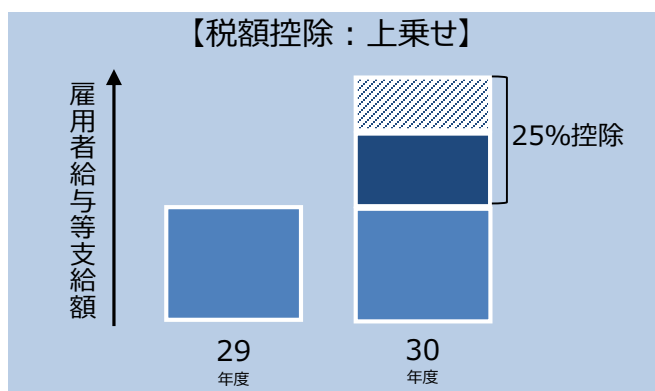
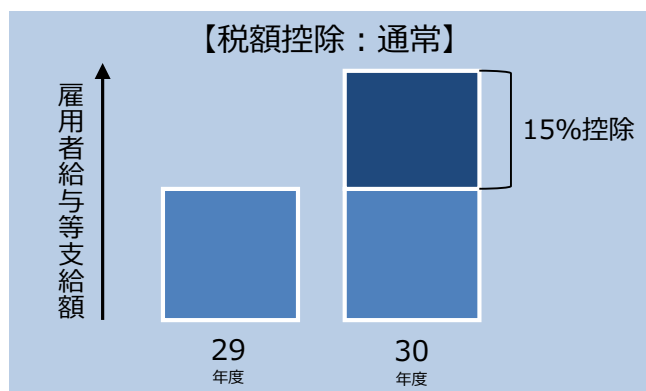
前年度からの雇用者給与等支給額の増加額に対して、15%の税額控除が受けられます。

<上乗せ>

前年度からの雇用者給与等支給額の増加額に対して、25%の税額控除が受けられます。

※ただし、通常・上乗せいずれの場合においても、税額控除額は法人税額の20%が上限となります。

適用のイメージ



【お問合せ先】

中小企業税制サポートセンター

電話：03-6281-9821(受付時間 平日9:30~17:00)



所得拡大促進税制

検索

1. 賃金引上げに関する支援

(6) 『賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者向けの融資制度を知りたい』

企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。

【対象となる方】

事業場内最低賃金を2%以上上げる方

※ 働き方改革推進支援資金は、その他に、非正規雇用の処遇改善への取組や長時間労働の是正を実現するため、業務効率向上・生産性向上を図る設備導入や非正規雇用労働者の賃上げ・正社員化、多様な人材の活用促進などを図る方も対象としています。

【支援内容】

■ 貸付限度額

中小企業事業：7億2,000万円(※)
(うち長期運転資金2億5,000万円)
(※)特別利率①の限度額：2億7,000万円
国民生活事業：7,200万円(うち運転資金4,800万円)

■ 貸付利率：特別利率①(基準利率から0.4%引下げ)

※ 基準利率：中小企業事業1. 11%(貸付期間5年の場合)
国民生活事業2. 16~2.45%(担保を不要とする融資希望の場合)
※ 基準利率は、令和2年4月1日現在。実際の適用利率は、信用リスク(担保の有無を含む。)等に応じて決定します。

■ 貸付期間：設備資金 20年以内(うち据置期間2年以内) (長期)運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内)

※ 業務改善助成金等の助成金と併用(自己負担分のための融資など)にも活用可能です。

※ 生活衛生営業を営む方については、日本政策金融公庫の別の融資制度である【生活衛生貸付】においても同様に特別利率の適用があります。

【お問合せ先】

日本政策金融公庫 電話：0120-154-505



働き方改革推進支援資金

検索

2. 生産性向上に関する支援

(1) 『生産性向上のための設備投資をしたい』

固定資産税の特例措置

2020年までの「生産性革命・集中投資期間」において、中小企業の実現性革命を実現するため、2018年6月に施行された「生産性向上特別措置法」に基づき、市区町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援します。

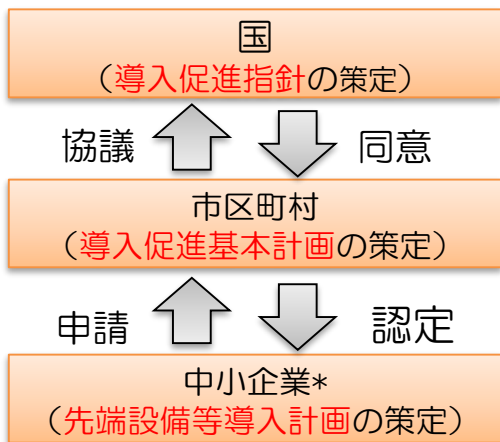
認定を受けた中小企業の設備投資に対して、臨時・異例の措置として、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例を講じます。今般、本特例の対象設備に、事業用家屋と構築物を追加するとともに、2021年3月末までとなっている適用期限を2年間延長※します。

市町村の判断により、新規取得設備の固定資産税が最大3年間ゼロ※になります

※2021年3月末までとなっている適用期限を2023年3月末まで2年間延長

※課税標準を市町村の条例で定める割合（ゼロ～1/2）を乗じて得た額とする

【生産性向上特別措置法】



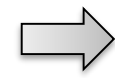
POINT!

1

「導入促進基本計画」の同意を受けた市区町村において新たに設備を導入する中小企業者が対象

2

年平均3%以上の労働生産性の向上を見込む「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備投資が対象



事前確認

認定経営革新等支援機関
(例：商工会議所・商工会・中央会、
地域金融機関、土業等の専門家 等)

*中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者が対象。ただし、固定資産税の特例を利用できるのは、資本金1億円以下の法人等（大企業の子会社を除く）に限ります。

対象設備（固定資産税の特例）

(注) 市区町村により異なる場合があります

【設備の種類等（最低取得価額／販売開始時期）】

- ◆機械装置（160万円以上／10年以内）
- ◆測定工具及び検査工具（30万円以上／5年以内）
- ◆器具備品（30万円以上／6年以内）
- ◆建物附属設備（60万円以上／14年以内）
- ◆構築物（120万円以上／14年以内）
- ◆事業用家屋は、取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの

【お問合せ先】

- <先端設備等導入計画の作成等について> 先端設備等の導入先の市町村先端設備等導入計画担当課
- <税制について> 中小企業 固定資産税等の軽減相談窓口 電話：0570-077322（平日9:30～17:00のみ）
- <制度について> 中小企業庁 技術・経営革新課（イノベーション課） 電話：03-3501-1816



2. 生産性向上に関する支援

(2) 『経営の向上を図りたい』

中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野別指針に沿って、「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。

【支援の流れ】



【お問合せ先】

経営力向上計画相談窓口 中小企業庁企画課

電話: 03-3501-1957(平日9:30~12:00、13:00~17:00)



経営強化法

検索 

2. 生産性向上に関する支援

(2) 『経営の向上を図りたい』

中小企業等経営強化法に基づく法人税の特例（経営強化税制）

中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を策定し、主務大臣に認定された場合、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。

（注1）税額控除額は、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の控除税額の合計で、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となります。なお、税額控除の限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことができます。

（注2）特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。

【対象となる方】 ※平成31年4月1日以降に開始する事業年度決算から適用される中小企業者等について記載しています。

- ・ 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・ 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
- ・ 協同組合等

※ 中小企業等経営強化法第2条第2項に規定する「中小企業者等」に該当するものに限り、

ただし、次の法人は、たとえ資本金が1億円以下でも中小企業者とはなりません。

- ① 同一の大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人、資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小企業等経営強化法に規定する認定事業再編投資組合を経由して間接的に保有している部分のみ）及び中小企業投資育成株式会社を除きます。）から2分の1以上の出資を受ける法人
- ② 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人
- ③ 前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人

【対象となる設備】

類型	生産性向上設備（A類型）	収益力強化設備（B類型）	デジタル化設備（C類型）
要件	生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備
確認者	工業会等	経済産業局	経済産業局
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 機械装置（160万円以上/10年以内） ◆ 測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内） ◆ 器具備品（30万円以上/6年以内） ◆ 建物附属設備（60万円以上/14年以内） ◆ ソフトウェア（情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの）（70万円以上/5年以内） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 機械装置（160万円以上） ◆ 工具（30万円以上） ◆ 器具備品（30万円以上） ◆ 建物附属設備（60万円以上） ◆ ソフトウェア（70万円以上） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 機械装置（160万円以上） ◆ 工具（30万円以上） ◆ 器具備品（30万円以上） ◆ 建物附属設備（60万円以上） ◆ ソフトウェア（70万円以上）
その他要件	生産等設備を構成するものであること（事務用器具備品・本店・寄宿舎等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。）（※6）/国内への投資であること/中古資産・貸付資産でないこと等		

※1 発電の用に供する設備にあつては、主として電気の販売を行うために取得等をするものを除く。

※2 電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除く。医療機器にあつては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

※3 医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除くものとし、発電の用に供する設備にあつては主として電気の販売を行うために取得等をするものを除く。

※4 複製して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く（中促と同様）。

※5 中小企業経営強化税制を利用して発電設備等の取得等を行う場合には、経営力向上計画の認定申請時に「発電設備等の概要等に関する報告書」及びその記載内容が確認できる書類の添付が必要となります。

【お問合せ先】

中小企業税制サポートセンター

電話：03-6281-9821（平日9:30-17:00）



2. 生産性向上に関する支援

(3) 『補助制度を知りたい』

業務の効率化などを支援する補助金等

中小企業の制度変更への対応や生産性向上の取組状況に応じて、設備投資、IT導入、販路開拓等を支援します。

また、積極的な賃上げに取り組む事業者は優先的に支援※します。

さらに、以下3つの補助事業については、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために、非対面型ビジネスモデルへの転換など前向きな投資を行う事業者を対象に「特別枠」を設けました。

※事業計画期間において、「給与支給総額が年率平均1.5%以上向上」、「事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上」を満たすこと等を申請要件とします。（持続化補助金及びIT導入補助金の一部事業者は加点要件）

※以下の事業は令和2年9月現在公募中または今後公募予定のものを掲載しています。
詳しくはホームページまたはお問い合わせ先までお尋ねください。

【3つの補助金における補助上限・補助率の関係図】

補助上限・補助率	通常枠	特別枠 (類型A)	特別枠 (類型B・C)
持続化補助金 (販路開拓等)	50万円・ 2/3	100万円・ 2/3	100万円・ 2/3 → 3/4
	【事業再開枠】50万円・定額(10/10) ※		
ものづくり補助金 (設備導入)	1,000万円・ 1/2 (小規模 2/3)	1,000万円・ 2/3	1,000万円・ 2/3 → 3/4
	【事業再開枠】50万円・定額(10/10)		
IT導入補助金 (IT導入)	450万円・ 1/2	450万円・ 2/3	450万円・ 2/3 → 3/4

※事業再開枠の補助額は総補助額の2分の1以下であること、クラスター対策が特に必要と考えられる業種（ナイトクラブ、ライブハウス等）はさらに上限を50万円上乘せ

【ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金】

中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援します。

公募期間：（4次締切）令和2年8月4日（火）17時～令和2年11月26日（木）17時

※4次締切後も申請受付を継続し、令和2年度内には、令和3年2月（5次）に締切を設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表を行います。（予定は変更する場合がございます。）

<お問い合わせ先>

ものづくり補助金総合サイト <http://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html>

ものづくり補助金事務局サポートセンター 電話：050-8880-4053

2. 生産性向上に関する支援

(3) 『補助制度を知りたい』

業務の効率化などを支援する補助金等

【小規模事業者持続化補助金】

小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。

公募期間：令和2年3月10日より公募開始

<一般型>

4次締切：令和3年2月5日（金）

令和2年5月1日より公募開始

<コロナ特別対応型>

5次締切：令和2年12月10日（木）

<お問い合わせ先>

商工会の管轄地域で事業を営んでいる小規模事業者の方

全国商工会連合会 http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/

http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_t/

電話番号：03-6670-3960

商工会議所の管轄地域で事業を営んでいる小規模事業者の方

日本商工会議所 <https://r1.jizokukahojokin.info/>

<https://r2.jizokukahojokin.info/corona/>

電話番号：03-6447-5485

【サービス等生産性向上IT導入支援補助金】

中小企業等の生産性向上を実現するため、業務効率化や付加価値向上に資するITツールの導入支援を行います。

公募期間：令和2年5月11日より公募開始

<通常枠>

9次締切：令和2年11月2日（月）17時

<特別枠>

8次締切：令和2年11月2日（月）17時

※令和2年11月2日（月）の締切後も申請受付を継続し、令和2年12月下旬までに締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、交付決定を行います。（制度内容、予定は変更する場合がございます。）

<お問い合わせ先>

サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局 <https://www.it-hojo.jp>

電話番号：0570-666-424

3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

(1) 『下請取引関係改善のためのガイドラインを知りたい』

下請適正取引等の推進のためのガイドライン

親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン(下請ガイドライン)を策定しています。



下請ガイドライン

検索

(2) 『親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を築きたい』

パートナーシップ構築宣言

不合理な取引条件や取引慣行については、下請中小企業振興法における「振興基準」に基づき、主務大臣が指導、助言を行います。パートナーシップ構築宣言は、この「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、下請取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。

【パートナーシップ構築宣言について】

○取引先との新たなパートナーシップ構築 を宣言し、

- (1) 下請中小企業振興法に基づく「振興基準」の遵守、特に、取引適正化の重点5分野
(①価格決定方法、②型管理の適正化、③現金払の原則の徹底、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止)
- (2) サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携(企業間連携、IT実装支援、専門人材マッチング等)

に重点的に取り組むことを、「代表権のある者の名前」で宣言します。

○宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載・公表されます。「振興基準」に違反し、主務大臣の指導・助言を受けた場合など、「宣言」を履行していないと認められる場合には、「宣言」のサイトへの掲載を取りやめることがあり得るとすることで、宣言の実効性を担保しています。

○以下の「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにて、宣言した企業が一覧でご覧になれます。

<https://www.biz-partnership.jp/index.html>

【お問合せ先】

「宣言」の内容について

中小企業庁企画課 電話：03-3501-1765

「宣言」の提出・掲載について

(公財)全国中小企業振興機関協会 電話：03-5541-6688



パートナーシップ構築宣言 ポータルサイト

検索

3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

(3) 『国や独立行政法人等からの官公需調達について知りたい』

官公需法に基づく「令和2年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」

「令和2年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定められています。

【官公需法に基づく「令和2年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」について】

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講じる措置に関する基本的な事項

7 ダumping防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進

(4) 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

国等は、年度途中の最低賃金額の改定を見越した予算を確保し契約時点で反映しておくことや、人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項を予め契約に入れるなどにより、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。

官公需情報ポータルサイト

中小企業庁は官公需に関する情報を一元的に集約し、情報提供を行う官公需ポータルサイトを運営しています。

【官公需情報ポータルサイトについて】

○国等及び地方公共団体がホームページで提供している発注情報について、中小企業者が必要な新着情報を自動配信等の形で、迅速かつ的確に入手できる官公需情報ポータルサイトを運営しています。

○また、本サイトにおいて、競争契約参加資格申請に関する情報ははじめとした官公需に関する情報を一元的に集約し、提供しています。

○以下の官公需情報ポータルサイトにてご覧になれます。

<https://www.kkj.go.jp/s/>

【お問合せ先】

中小企業庁取引課 03-3501-1669



官公需施策

検索

4. 資金繰りに関する支援

(1) 『一時的に業況が悪化しているので融資を受けたい』

セーフティネット貸付制度

一時的に売上減少等業況が悪化しているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。

【対象となる方】

社会的、経済的環境の変化（最低賃金引き上げなど）の影響により、一時的に売上高や利益が減少しているが中長期的にはその業況が回復することが見込まれる方

(注) 利益が増加していても経常損失が生じる等、一定の要件を満たす場合は対象となりません。また、特別相談窓口に係る事案で本貸付の申し込みをされた場合には、一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している場合や、そのおそれがある場合にも対象となります。

【支援内容】

■ 貸付限度額

日本政策金融公庫中小企業事業：7億2,000万円

日本政策金融公庫国民生活事業：4,800万円

■ 貸付利率：基準利率

※基準利率（平成31年4月1日時点。貸付期間5年の場合。）

中小企業事業 1.11%、国民生活事業 1.91%

■ 貸付期間：設備資金 15年以内（うち据置期間3年以内）

運転資金 8年以内（うち据置期間3年以内）

【お問合せ先】

日本政策金融公庫（日本公庫） 電話：0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫） 電話：098-941-1795



4. 資金繰りに関する支援

(2) 『小規模事業者向けの融資制度を知りたい』

小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）

小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。

【対象となる方】

常時使用する従業員が20人（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合は5人以下）の法人・個人事業主の方で、以下の要件をすべて満たす方

- 商工会・商工会議所の経営指導員による経営指導を原則6カ月以上受けていること
- 所得税、法人税、事業税、都道府県民税などの税金を原則として完納していること
- 原則として同一の商工会等の地区内で1年以上事業を行っていること
- 商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいること

【支援内容】

通常枠

- 対象資金：設備資金、運転資金
- 貸付限度額：2,000万円（1,500万円超の貸付を受けるには、貸付前に事業計画を作成し、貸付後に残高が1,500万円以下になるまで、経営指導員による実地訪問を半年毎に1回受けていただく必要があります。）
- 貸付利率：令和2年9月1日現在 1.21%（※）
※日本政策金融公庫の経営改善利率。利率は変動します。詳しくは、下記問い合わせ先にご確認ください。
- 貸付期間：設備資金10年以内（据置期間は2年以内）
運転資金7年以内（据置期間は1年以内）
- 貸付条件：無担保・無保証人

東日本大震災対応特枠、平成28年熊本地震対応特枠、平成30年7月豪雨対応特枠、令和元年台風第19号等対応特枠、新型コロナウイルス対応特枠、令和2年7月豪雨対応特枠

東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号等（令和元年台風第19号、第20号及び第21号をいう。）又は令和2年7月豪雨により直接又は間接被害を受けた小規模事業者の方、又は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模事業者の方は、通常枠と別枠の貸付限度額と、更なる金利引き下げ措置を利用することができます。

【ご利用方法】

- 主たる事業所の所在する地区の商工会・商工会議所へ申込みしてください。
- 申込みを受け付けた商工会・商工会議所において審査し、日本政策金融公庫に融資の推薦をします。
- 日本政策金融公庫の審査を経て、融資が実施されます。
（注）沖縄県については、紙面中「日本政策金融公庫」とあるのは、すべて「沖縄振興開発金融公庫」と読み替えてください。

【お問合せ先】

- 事業所の所在する地区の商工会・商工会議所
（商工会については、全国商工会連合会 URL：<http://www.shokokai.or.jp/>）
（商工会議所については、日本商工会議所 URL：<http://www.jcci.or.jp/>）
- 日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本店

5. その他、雇用に関する支援

(1) 『建設労働者の雇用改善、技能向上のための支援を知りたい』

建設事業主等に対する助成金

中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、助成金を支給します。

【対象となる方】

「建設の事業」の雇用保険料の適用を受ける中小建設事業主等であって、以下の1～3の助成金(コース)ごとに定められる要件に該当するもの。

1. 人材開発支援助成金

①建設労働者認定訓練コース ②建設労働者技能実習コース

2. 人材確保等支援助成金

①雇用管理制度助成コース(建設分野)
②若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)
③作業員宿舍等設置助成コース(建設分野)

3. トライアル雇用助成金 若年・女性建設労働者トライアルコース

【支援内容】 ※上記1. 人材開発支援助成金のうち ②建設労働者技能実習コースについて

キャリアに応じた技能実習(※)を実施した場合に、下記の助成を行います。

(※)対象となる技能実習 : ○安衛法による教習、技能講習、特別教育
○能開法による技能検定試験のための事前講習
○建設業法施行規則による登録基幹技能者講習 など

<助成率・額>

労働者数20人以下の事業主	経費助成 90%(75%) 賃金助成 9,600<10,360>円/日(7,600<8,360>円/日)
労働者数21人以上の事業主	経費助成 35歳未満 85%(70%)、 35歳以上 60%(45%) 賃金助成 8,400<9,065>円/日(6,650<7,315>円/日)

注1:生産性要件を満たさなかった場合、()内の助成額(率)となります。

生産性要件を満たした場合の助成については、事業主が訓練開始日の前年度から3年度経過後に申請し、生産性を向上させた場合(伸び率が6%以上)にのみ支給されます。

注2:受講者が建設キャリアアップシステム技能者情報登録者であった場合、< >内の助成額となります。

注3:中小以外の建設事業主や建設事業主団体も対象となります。

【お問合せ先】

支給手续のご相談は最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。



建設事業主等に対する助成金

20

検索

5. その他、雇用に関する支援

(2) 『従業員の処遇や職場環境の改善を図るための支援策を知りたい』

人材確保等支援助成金

(雇用管理制度助成コース、介護福祉機器助成コース、
介護・保育労働者雇用管理制度助成コース、働き方改革支援コース)

事業主が、従業員の処遇や労働環境の改善に向けた「魅力ある職場づくり」(雇用管理制度の導入、介護福祉機器の導入、介護/保育事業主による賃金制度の整備、働き方改革に取り組むための人材確保)を行う場合に、助成金を支給します。

【対象となる方】

- (1) 雇用管理制度を導入し、従業員の離職率の低下に取り組む事業主(介護/保育事業主を含む。)
- (2) 介護福祉機器の導入を通じて、労働者の離職率の低下に取り組む介護事業主
- (3) 賃金制度の整備を通じて、労働者の離職率の低下に取り組む介護/保育事業主
- (4) 働き方改革推進支援助成金(労働時間短縮・年休促進支援コース、勤務間インターバル導入コース)の支給を受けた事業主であって、新たに労働者を雇い入れ、雇用管理改善(人員配置の変更、労働者の負担軽減等)に1年間取り組む中小企業事業主。

【支援内容】

導入した制度等に応じて、以下の金額が支給されます。

1. 雇用管理制度助成コース
評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度及び短時間正社員制度(保育事業主のみ)を新たに導入し、対象労働者全員に対して実施することにより、離職率の低下目標を達成した場合、目標達成助成として57万円(生産性要件を満たした場合は72万円)を助成。
2. 介護福祉機器助成コース
介護事業主が、介護労働者の身体的負担を軽減するために、介護福祉機器を新たに導入し、労働環境の改善がみられた場合、機器導入助成として導入費用の25%(上限150万円)を助成。さらに離職率の低下目標を達成した場合、目標達成助成として導入費用の20%(生産性要件を満たした場合は35%(上限150万円))を助成。
3. 介護/保育労働者雇用管理制度助成コース
介護/保育事業主が、労働者の職場への定着の促進に資する賃金制度の整備を行った場合、制度整備助成として50万円を助成。さらに離職率の低下目標を達成した場合、目標達成助成として、計画期間終了1年経過後に57万円(生産性要件を満たした場合は72万円)を、計画期間終了3年経過後に85.5万円(生産性要件を満たした場合は108万円)を助成。
4. 働き方改革支援コース
計画開始日から1年経過後に、雇入れた労働者一人当たり60万円(短時間労働者の場合40万円)助成(※10名までの人員増を上限とする。)。計画開始日から3年経過後に、生産性要件を満たした場合、追加的に労働者一人あたり15万円(短時間労働者の場合は10万円)助成。

【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、都道府県労働局のほかハローワークにて承れる場合もございますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。



人材確保等支援助成金



5. その他、雇用に関する支援

(3) 『設備投資を行い、雇用の増加を図る際の支援策を知りたい』

地域雇用開発助成金 (地域雇用開発コース)

雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、地域の求職者等を雇い入れた場合に活用できる助成制度があります。

【対象となる方】

雇用情勢が厳しい地域等で、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。対象地域は下記URLをご参照ください。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/chiiki_koyou.html

【支援内容】

上記の要件を満たす事業主に対して、事業所の設置等費用と雇入れにより増加した労働者数に応じて助成(1年ごとに3回支給)。

(単位:万円)

設置・整備費用	対象労働者の増加人数(人)							
	3[2(創業)]~4		5~9		10~19		20~	
	基本	優遇	基本	優遇	基本	優遇	基本	優遇
300以上	48	60	76	96	143	180	285	360
1,000未満	(50)		(80)		(150)		(300)	
1,000以上	57	72	95	120	190	240	380	480
3,000未満	(60)		(100)		(200)		(400)	
3,000以上	86	108	143	180	285	360	570	720
5,000未満	(90)		(150)		(300)		(600)	
5,000以上	114	144	190	240	380	480	760	960
	(120)		(200)		(400)		(800)	

※1 生産性要件を満たさない場合は「基本」、満たす場合は「優遇」の額を支給。

生産性の向上の判定方法については、下記URLを参照。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html>

※2 中小企業事業主の場合は、初回の支給時にこれらの額の1/2の額を上乗せ。ただし、創業の場合はこれにかかわらず、労働者の増加数2人から対象とするとともに、初回の支給時に()内の額の倍額を支給。

※3 「地域活性化雇用創造プロジェクト」参画事業主が助成対象となる措置を講じた場合は助成金の対象とするとともに、初回支給時、対象労働者1人当たり50万円を上乗せして支給。

※4 「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)」寄附事業主が助成対象となる措置を講じた場合は、助成金の対象として支給。

※5 大規模雇用開発計画に係る特例に該当する場合、対象労働者の増加人数に応じて、最高2.4億円を支給。

【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。



地域雇用開発助成金

22

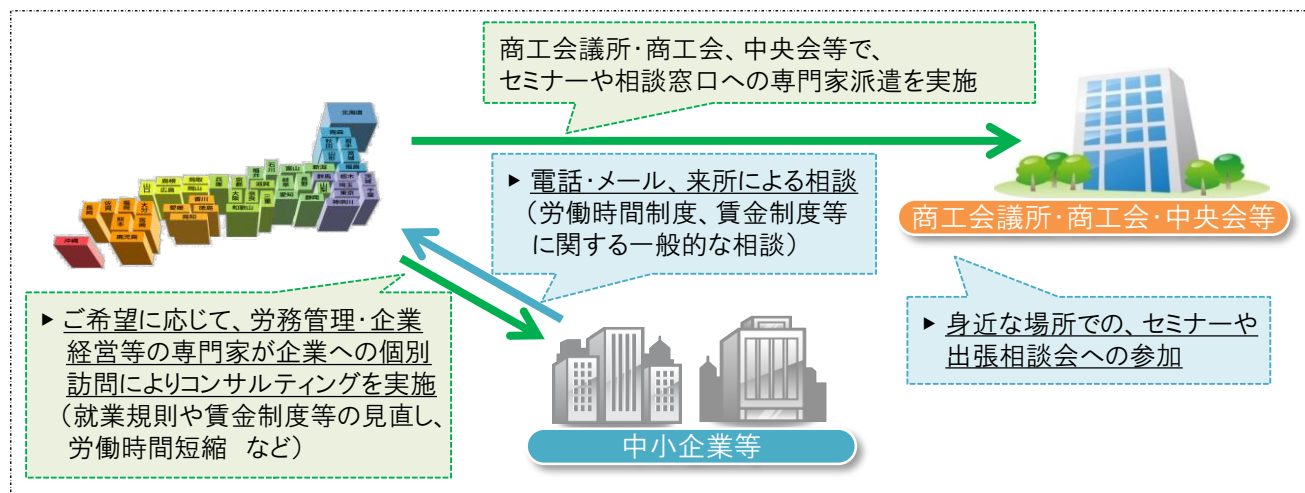
検索

6. 相談窓口

(1) 『専門家へ相談したい』

働き方改革推進支援センター

中小企業事業主からの賃金引上げに向けた経営・労務管理に関する相談に対して、経営・労務管理の専門家による無料相談と専門家派遣を行います。



【お問合せ先】

全国の働き方改革推進支援センター

特別相談窓口の設置

生産性向上等に向けた検討を行っている中小企業・小規模事業者や、賃金引上げによって資金繰りに影響を受ける中小企業・小規模事業者からの相談を受け付けます。

①生産性向上等に関する相談

全国の商工会議所、商工会（各都道府県商工会連合会）、各都道府県中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会、全国のよろず支援拠点、中小企業基盤整備機構地域本部及び各地方経済産業局に相談窓口を設置し、生産性向上等に係る相談を受け付けます。生産性向上等について検討を行っている方など、お気軽にご活用ください。

②金融面に関する相談

全国の日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工中金及び信用保証協会に相談窓口を設置し、賃金引上げによって資金繰りに影響を受ける中小企業・小規模事業者からの相談を受け付けます。従業員への賃金引上げによって資金繰りにお困りの方など、お気軽にご活用ください。

【お問合せ先】

- 全国の商工会議所 ・ 各都道府県商工会連合会
- 各都道府県中小企業団体中央会 ・ 全国商店街振興組合連合会
- 全国のよろず支援拠点 ・ 中小企業基盤整備機構地域本部
- 各地方経済産業局
- 日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店
- 商工組合中央金庫の本支店 ・ 各信用保証協会



最低賃金 特別相談窓口

検索

6. 相談窓口

(1) 『専門家へ相談したい』

よろず支援拠点

地域の支援機関と連携しながら中小企業・小規模事業者が抱える経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。

【対象となる方】

売上が低迷して困っている、資金繰りが厳しくコスト削減したい、など経営上の様々な悩みを抱えておられる中小企業・小規模事業者、NPO法人、一般社団法人、社会福祉法人等の中小企業・小規模事業者に類する方、創業予定の方。

【よろず支援拠点での取組】

- ①売上拡大のための解決策の提案
新商品のアイデア、パッケージなどの新デザイン、インターネット販売立ち上げ等
 - ②経営改善策を提案し、行動に移すためのチーム支援
 - ③相談内容に応じた適切な相談機関の紹介
- ※各よろず支援拠点では、経営コンサルティング、ITやデザイン、知的財産などの専門家を10～20名配置し、人手不足やIT活用等も含めた中小企業・小規模事業者のあらゆる経営課題の相談対応を行っています。

【お問合せ先】

各都道府県のよろず支援拠点



検索

下請かけこみ寺

中小企業・小規模事業者が抱える、取引に関するさまざまな悩みに対し、親身に対応し、迅速な解決策を提示するなど、適正な取引を行うための支援を実施します。

【下請かけこみ寺の概要】

全国48箇所（各都道府県及び本部）に下請かけこみ寺を設置しています。

下請かけこみ寺では、以下の取組を行っています。

- ①各種相談への対応
中小企業・小規模事業者の取引問題に関するさまざまなご相談に、下請代金支払遅延等防止法や中小企業の取引問題に知見を有する相談員等が親身にお話しを伺い、アドバイス等を無料で行います。
また、弁護士による無料相談も実施しています。
- ②迅速な紛争解決
中小企業・小規模事業者が抱える取引に係る紛争を迅速かつ簡便に解決するため、裁判外紛争解決手続（ADR）を用いて、全国の登録弁護士等が中小企業・小規模事業者の身近なところで調停手続等を行います（費用は無料）。

【お問合せ先】

・（公財）全国中小企業取引振興協会 電話：03-5541-6655
・各都道府県の下請かけこみ寺



検索

6. 相談窓口

(2) 『中小企業・小規模事業者向けの支援施策に関する総合的な情報を入手したい』

中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポplus」

中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な国の支援措置をより「知ってもらう」「使ってもらう」ことを目指した中小企業向け補助金・総合支援サイトです。支援制度や活用事例を簡単に検索でき、電子申請までをサポートします。

【ミラサポplusの主な特徴】

- ・「制度ナビ」「事例ナビ」の条件絞り込み機能によって、網羅的・効率的に、最適な支援策、事例を検索することができます。
- ・無料の会員登録で、最新の支援制度情報を受け取ることが可能です。
- ・登録情報に応じて、おすすめの支援施策等をマイページに表示します。
- ・各種電子申請で繰り返し入力が必要な基本情報等の保存や外部システム（E-tax、Jグランツ等）との連携によるデータ取り込みも可能です。
- ・簡易な経営診断で他社との比較も可能です。

The screenshot displays the Mirasapo Plus website interface. The top navigation bar includes the logo for the Ministry of Economy, Trade and Industry and the site name 'ミラサポplus'. Below the navigation, there are buttons for '支援制度を探す' (Search for support measures), '支援者・支援機関を探す' (Search for supporters/organizations), '事例を探す' (Search for examples), and '経営のヒント' (Business tips). The main content area features a search bar and several highlighted sections: 'よく見られている補助金・給付金' (Popular subsidies and grants), 'あなたに合った支援' (Support tailored to you), '持続化給付金の申請受付' (Application for Sustainability Grants), and '家賃支援給付金' (Rental support grant). A sidebar on the right offers filters for '個人事業者・フリーランス' (Individual business owners/freelancers), '小規模事業者' (Small business owners), and '中小企業' (Small and medium enterprises). Below the filters, there are input fields for '検索ワード' (Search words) and '絞りこみ' (Filtering), along with a search button. At the bottom, there are four orange circles with text: '支援施策の情報発信' (Information dissemination of support measures), '電子申請サイトのポータル' (Portal of the electronic application site), '電子申請サポート機能' (Electronic application support function), and '経営診断・現状分析ツール' (Business diagnosis and current status analysis tool). The bottom of the page features the Mirasapo Plus logo, a search bar with the text 'ミラサポplus', a search button, and a QR code.

人材確保等支援助成金(人事評価改善等助成コース)変更のお知らせ

令和3年3月31日で「制度整備助成」廃止を予定しています

人材確保等支援助成金（人事評価改善等助成コース）とは

生産性向上に資する能力評価を含む人事評価制度の導入を通じて、生産性向上、賃金アップと離職率低下に取り組む事業主に対して、以下の二段階の助成を行うものです。

1. **制度整備助成** → 人事評価制度を導入・実施し、労働者の賃金をアップさせた場合
2. **目標達成助成** → 上記1に加えて、従業員の離職率の低下及び生産性向上が達成された場合

令和3年3月31日をもって、1の「**制度整備助成**」を廃止する予定です。

1. 制度整備助成

支給要件・支給額	4月以降
事業主が、能力評価等による人事評価制度の整備を行い、整備した人事評価制度に基づく人事評価を実施することによって従業員の2%以上の賃金アップを達成した場合に支給します。 <p style="text-align: right;">支給額:50万円</p>	廃止予定
<p><u>新たに制度整備助成の活用をお考えの場合</u></p> <p>令和3年3月31日までに、人事評価制度整備計画を、管轄の都道府県労働局の助成金窓口に提出する必要があります。</p> <p>※人事評価制度等の整備日については、年度をまたいだ令和3年4月1日以降の日付でも問題ありません。</p>	

2. 目標達成助成

支給要件・支給額	4月以降
(引き続き)従業員の2%以上の賃金アップ、生産性向上、離職率の低下が図られた場合に支給します。 <p style="text-align: right;">支給額:80万円</p>	継続

- 支給要件の詳細、申請方法等は、厚生労働省ホームページをご覧ください。最寄りの都道府県労働局にお問い合わせください。

支給要件の詳細、申請方法等はこちら

以下のワードで検索するか、右のQRコードからアクセスください。

人事評価改善等助成コース

検索



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・ハローワーク